

業務指示書

ネパール国シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月7日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：園芸作物振興に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農民組織管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農民組織管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 園芸技術／普及】

- 1) 類似業務の経験：商業的な野菜栽培促進に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 マーケティング・流通(バリューチェーン)】

- 1) 類似業務の経験：農作物のマーケティング・流通に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NPR1 = 1.207 円 , US\$1 = 117.58 円 , EUR1 = 146.87 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 1月28日(水) 15:00～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農民組織管理
園芸技術/普及
マーケティング・流通(バリューチェーン)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

83.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ネパール国シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農民組織管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 園芸技術/普及	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： マーケティング・流通(バリューチェーン)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ネパールでは人口の6割強が農業に従事し、農業セクターがGDPの34%を占めている(2012/2013年度)。また、貧困層の多くは農村地域に居住しており、農業が生計維持の重要な手段となっている。

ネパール国政府は地域ごとの農業気象学的な特徴(平野、丘陵、山岳地域)や農家の状況(自給的、半自給的、商業的)、作物の種類などを踏まえて、農業生産性の向上を目指すという方針を、現在策定中の農業開発戦略(Agricultural Development Strategy, ADS)の「Policy Options」において示している。コメ・コムギ等の穀類の増産については、平野部の貢献割合が大きいものの、地域ごとでの自給を促すため山岳・丘陵地域においても生産性向上を図るとしている。一方野菜や果物等の高価値農産物については、ポテンシャルのある地域でそれぞれの現状に合わせた技術を導入し、生産段階のみならずバリューチェーン全体の強化を通じて近代化することを目標に掲げている。

山岳・丘陵地域では、急峻な斜面での小規模な農地での営農となるため、一定規模の灌漑農地を要するコメ、コムギといった食糧生産には不向きであり、むしろ多様性に富んだ気象条件や地域特性を生かした端境期の野菜や果樹、畜産物などの生産供給ポテンシャルが高い。しかしこれらの地域では、灌漑施設や農道などの生産流通インフラが未整備であり、マーケットへのアクセスが限られている上、地域に適した農業技術の開発や普及サービス、良質な生産投入材(肥料や種子など)へのアクセス、農民の組織化等が不足している。

これらの山岳・丘陵地域の中で、ネパール東部に位置するシンズリ道路沿線地域(カブレ郡、ドラカ郡、ラメチャップ郡、シンズリ郡の4郡)は、インド国境沿いの穀倉地帯であるタライ平野の農作物や、隣国インドからの生活物資等を首都カトマンズに輸送運搬するルート上に位置しながらも、同地域を通過する既存の幹線道路は幅員が狭く未整備であったため、通商ルートとして機能して来なかった。このため、日本政府はネパール政府の要請を受け、カトマンズ盆地とタライ平野を結ぶ幹線道路としてシンズリ道路の建設を計画し、1995年から建設を開始、2015年に全長約160kmの全線が開通する予定である。

シンズリ道路が開通することで、道路沿線に位置する4郡は主要消費地であるカトマンズへのアクセスが向上することが期待される。このためJICAは2009年に「農業農村開発プログラム準備調査」を実施し、さらにシンズリ道路沿線地域の農業概況、農家経営や組織化等の現状についての基礎的情報を収集・ポテンシャル分析し、包括的な開発マスタープランを策定するため、2011年4月から2014年3月まで「シンズリ道路沿線高価値農業普及促進マスタープラン作成プロジェクト(The Project for the Master Plan study on high value Agriculture extension and promotion in Sindhuli Road Corridor in Nepal, SRCAMP)」を実施した。その成果として、それぞれの地域の道路へのアクセスと気候に応じた開発マスタープランが作成され、特にシンズリ道路開通により市場アクセスが向上する地域を中心に、農業商業化を促進する相乗的な効果が高いと考えられる案件がアクションプランとして具体的に提案された。

かかる状況を踏まえ、ネパール国政府はマスタープランに基づき当該4郡における商業的農業を促進するため、我が国に対して技術協力による支援を要請した。JICA

は、本要請の必要性、妥当性を確認するために2014年2月に事前調査を行い、プロジェクトの枠組みについて合意し、今般実施の運びとなったものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト

(2) 上位目標

農業商業化を通じてシンズリ道路沿線地域の農家の農業収入が向上する。

(3) プロジェクト目標

シンズリ道路沿線において高価値農産物のバリューチェーンが関係者に利益をもたらすように機能する。

(4) 期待される成果

- 1) 生産者グループにおいて市場向け農産物を生産するための営農システムが確立される。
- 2) 民間業者から提供されるサービスが質・量ともに改善される。
- 3) カウンターパート (C/P) 機関である農業開発省 (Ministry of Agricultural Development, MOAD) において農業商業化促進事業を実施・調整するための技能・能力が向上する。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 活動1-1 適切な対象集落・生産者グループを選ぶ。
- 活動1-2 生産者グループに対して統一規格生産システムについての技術的助言を行う。
- 活動1-3 生産者グループとの費用分担により集荷場建設を支援する。
- 活動1-4 農業商業化のハブとしての集荷場の円滑な運営を支援する。
- 活動1-5 輸送効率向上のため選別・包装のシステムを導入する。
- 活動1-6 マーケット情報に適応した栽培暦作成を支援する。

【成果2に係る活動】

- 活動2-1 生産資材の共同購入を導入する。
- 活動2-2 定期的な農家と仲買人との会合開催を支援する。
- 活動2-3 農業資材販売店(Agro-vets)に対して技術研修を行う。
- 活動2-4 農業商業化促進のためのマーケティング・プラットフォームの設立・運営を支援する。

【成果3に係る活動】

- 活動3-1 プロジェクト実施に際してカウンターパート機関が行う関係機関の調整を支援する。
- 活動3-2 郡レベルでの C/P である郡農業開発事務所(District Agriculture Development Office, DADO)の普及員(Junior Technician/Junior

Technician Assistant, JT/JTA)が郡畜産サービス事務所(District Livestock Service Office, DLSO)と調整しながら行う生産者グループ活動の定期的なサイトモニタリングを支援する。

- 活動 3-3 定期的な郡進捗レビュー委員会を DADO が DLSO と調整しながら開催することを支援する。
- 活動 3-4 年間プロジェクト進捗レビュー委員会を関係者出席のもと中央レベルで MOAD が開催することを支援する。
- 活動 3-5 商業的農業に新規参入する農家を支援する仕組みを改善する。

(6) 対象地域

シンズリ道路沿線のカブレ郡、ドラカ郡、ラメチャップ郡、シンズリ郡 (4郡)

(7) カウンターパート機関

農業開発省、農業局、郡農業開発事務所

3. 業務の目的

ネパール国「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2014 年 12 月 2 日に農業開発省と締結した R/D に基づいて実施される「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトのコンセプト

成果 1 では農家が商業的に農産物を生産・出荷できる体制づくりを行うため、技術指導および集荷場を中心とした農家の組織化を行う。成果 2 では農家と民間業者とのリンケージを強化することで、農家が必要な農業資材の調達、および生産物の販売を効率的に行えるようになるとともに、仲買人などからのマーケット情報に基づき自ら生産品目を選択でき、また農業資材についての適正な技術情報を得られる状態になることを目指す。なお農家と民間業者の関係強化は、農家サイドだけでなく民間業者サイドにもメリットをもたらすように進める必要がある。これら成果 1 と 2 によって、民間部門(農家・業者)のバリューチェーンが機能するようになり、自立発展的に商業的農業が行われ、また周辺地域へ拡大して行くことが期待される。

一方成果 3 においては、C/P である農業開発省や農業局 (Department of Agriculture, DOA) の本プロジェクトへの巻き込みや技術移転を目指す。特に、商業的農業を行う農家を支援する仕組みを C/P 機関内に整備し、プロジェクト成果の面的拡大を図ることで、プロジェクト目標を達成するものとする。

なお本プロジェクトの実施に際しては、「作ってから売る」から「売るために作

る」への転換、および「市場を分析して栽培する作物を農家自身が決定する」という SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) アプローチを理解し、応用すること。本プロジェクトでどのように応用するかは、プロポーザルにて提案すること。

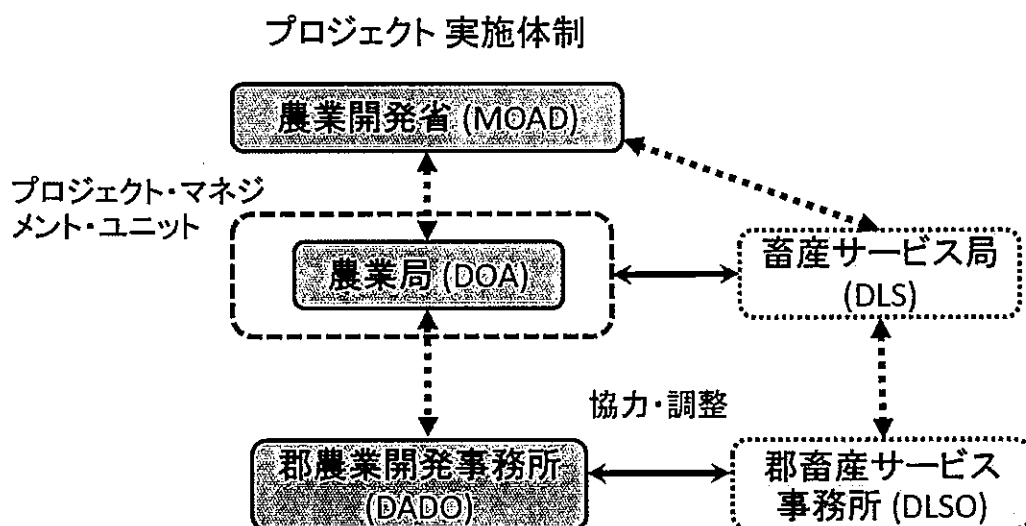
(2) ネパールのマクロ政策との整合性

MOAD は 1995/96 年から 2014/15 年までの 20 年間の農業開発政策に当たる農業展望計画(Agricultural Perspective Plan, APP)の改定を予定しており、現在 APP に代わる次期 20 年の長期計画である、農業開発戦略(Agricultural Development Strategy, ADS)を策定中である。ADS においても、園芸作物の振興を促進する方針が示されると考えられるが、具体的な方針については策定後に確認する必要がある。

本プロジェクトの成果が継続し、拡大するためには、マクロ政策や関連施策との整合性が求められることから、地方での活動のみに集中するのではなく、MOAD 幹部と定期的に意見交換を行い、マクロ政策と関連施策の進捗を確認し、併せて本プロジェクトの進捗状況や成果を共有する。これは中央政府関係者のプロジェクトに対する理解を高め、積極的な関与を促すうえでも重要なプロセスである。

(3) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトの C/P は、中央レベルでは MOAD 及び DOA、郡レベルでは DOA の出先機関である DADO となる。事業スコープは園芸分野が主であるが、各対象集落での活動では畜産分野もサブコンポーネントとして含まれており、DLSO との連携も必要である。しかし SRCAMP のパイロットプロジェクトにおける活動経験より、DADO と DLSO との連携には相当の調整コストがかかると予想される。このためプロジェクト側の郡レベルでの直接の C/P は DADO とし、DLSO との業務調整は DADO を通じて行うことを基本とする(下図参照)。なお日本人専門家についても、園芸分野を中心として配置し、畜産分野は補足的な投入量とすること。



(4) C/P のオーナーシップ醸成

ネパールの政府機関においては通常 2 年周期で職員の人事異動があり、本プロジェクト実施中においても頻繁な C/P の異動が予想される。このため異動の際の引き

継ぎを十分行うよう要請・指導することに加え、プロジェクトのためのネパール政府側の予算確保を促すなど C/P を巻き込みながらプロジェクトを実施し、ネパール政府全体としてのオーナーシップを引き出すための工夫を十分行うものとする。

また郡レベルでは、各普及員への技術移転は重要なコンポーネントであるため、プロジェクト前半はコンサルタントが中心となって活動を実施するものの、後半は C/P が主体的に実施・展開できるよう能力強化に努めるものとする。

ただし現地の普及員システムが脆弱であることを鑑み、プロジェクト活動を円滑に行う上で不可欠と判断される場合のみ、現場での活動をサポートするフィールドファシリテーター等の必要最低限の活用も止むを得ないものとする。ただしこのような場合でも、コンサルタントはプロジェクト終了後の持続性に配慮するとともに、郡レベルでの本来の C/P である DADO を活動に巻き込むための最大限の努力を行うものとし、そのための具体案をプロポーザルにて提案するものとする。

(5) プロジェクトの柔軟性の確保

人材育成や組織強化を目的とする技術協力プロジェクトでは、プロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(6) 他ドナーの活動との棲み分けおよび連携

ネパールにおいては複数のドナーが農業の商業化を目指したプロジェクトを実施しており（アジア開発銀行、世界銀行、スイス開発援助庁など）、それらの活動地域は、本プロジェクトの活動地域とも一部重なる。このため他ドナーの活動について情報収集を行い、同一エリアで重複した支援を行うことが無いよう注意する。また、農家への資金提供を行っているプロジェクト等、本事業との相乗効果が期待できる場合は、同一エリア内での連携を検討するものとする。

(7) SRCAMP の知見の活用

本プロジェクトは、2011年4月から2014年3月まで実施された SRCAMP にて策定されたマスタープランを基礎として、設計・実施されるものである。このため現地活動実施に当たっては、SRCAMP にて収集した基礎データや、パイロット活動から得られた知見を活用し、効率的なプロジェクト運営を心掛けるものとする。

(8) 商業的農業を開始するための農家への支援

プロジェクトでは、生産資材の提供を通じて農家への支援を行うことを想定している。また必要に応じて、対象集落において集荷場や灌漑設備の建設支援が行われる。しかし持続性確保の観点から、プロジェクト側からの投入は対象農家の初期投資に限るなど必要最小限とし、農家の自己負担を促しながら、政府補助金などの既存制度の活用を検討するものとする。

なお、コンサルタントは、資材が適切に調達・利用・配付されているかどうか

ついて、正確に把握するための管理体制を整備することとし、その内容についてはプロポーザルにて提案するものとする。

(9) プロジェクトの活動成果の普及促進

SRCAMP の経験に基づいた計画では、プロジェクトではそれぞれの活動サイクルごとに10集落程度を選定し、1集落あたり約25農家を選定する想定である。プロジェクト全期間で5サイクルの実施を想定しているが、それでも直接支援対象者は1250農家にとどまる。よりプロジェクトのインパクトを大きくするためには、対象生産者グループの活動により得られた良好な成果に基づいて、商業的農業を①対象集落内の他の農家、②対象集落の周辺地域の農家、③対象4郡内のより広範な地域、④対象4郡以外の郡へと積極的に普及し、高価値製品の生産に取り組む農家数を拡大させることが重要である。

具体的には、①については対象集落に建設する集荷場の運営委員会を活用し、集落内の農家に対して研修を行う、②についてはJT/JTAや仲買人が仲介し、周辺地域の農家に対して集荷場や生産現場の見学を行うことなどが考えられる。さらに広い地域への普及となる③については、商業的農業の拡大が自らの利益となることを民間部門が認識すること、またDADOから農家への支援制度を(技術移転した担当が異動したら無くなるのではなく)、DADOが組織として運用できるよう確立させ、持続性のある体制を作ることが肝要である。プロジェクト対象地域外への拡大となる④については、プロジェクト終了以降での展開として想定されるが、プロジェクト実施期間中からDOAなど中央レベルへ働きかけることが必要である。コンサルタントは以上のそれぞれの普及段階を意識した効果的な普及方法をプロポーザルにて提案するものとする(図による具体的な提示が望ましい)。

(10) 野菜生産(供給)量の急激な増加へのリスク対応

本プロジェクトや他ドナーの活動により、野菜生産農家数が順調に増加した場合、供給過多によるリスク(野菜価格の下落、貯蔵・輸送・販売等の流通キャパシティの超過等)が発生する可能性もある。このような事態を避けるためにも、SHEPアプローチにより、農家自身が市場原理に基づいて栽培品目、時期を選定できるよう支援を行う。

(11) 農家経営におけるリスクヘッジ

対象地域の農家の殆ど全てが農畜混合経営である。プロジェクトが推進する園芸に重点を置いた商業的農業は一種のビジネスであるため、場合によっては収益が減ることも考えられる。農家経営全体の安定性を過度に脅かすような結果となることは望ましくないため、畜産部門をリスクヘッジとして位置付けながら、各農家が適正規模の商業的農業に従事できるよう十分配慮し、プロジェクトを実施することが必要である。

(12) 社会配慮

ネパールは多言語・多民族国家であり、多数の民族とカースト制度が存在する国である。プロジェクト実施においては、安全管理の観点からも、対象地域の農村社会を深く理解し、社会的排除の現状を十分に把握することが肝要であり、また可能な限り広い社会階層を事業のプロセスに取り込むことにより、開発の恩恵が幅広い

層に届くよう「社会的包摂」に配慮するものとする。

また、農作業における男女の役割・責任分担やコミュニティ内・世帯内での意思決定のなされ方などを把握し、女性のニーズ、労働負荷軽減に資する活動を行い、ジェンダーについても配慮する。

(13) 先方負担事項

ネパール側は JT/JTA も含めたカウンターパートへの給与と日当を支給することとなっており、日本側はカウンターパートの人件費は支払わないことを確認済みである。またプロジェクトの現地活動費についても、ネパール政府による一部負担を提案しており、これらの予算確保については、プロジェクト開始前は JICA 事務所が協議を行うが、翌年度予算からはコンサルタントも MOAD が予算を確保するために内側からの支援を行う。

(14) プロジェクトの効率的な運用のための地方事務所設置

プロジェクトでは現場レベルでの活動が多くなるため、対象 4 郡を効率的に巡回できるよう、カトマンズ事務所に加え現場事務所を設置することが望ましい。具体的な設置場所については巡回効率、治安などを考慮しプロポーザルに含めることとするが、最終的には JICA 側との協議を通じて決定する。なお、現時点で地方事務所にかかる費用を正確に見積もることは難しいため、5 年間で 200 万円を見積もることとする。

(15) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にネパール及び日本の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めることとする。また、他ドナーからの理解も得るよう配慮する。そのため本プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、①JICA サイト上に設置するプロジェクトホームページ（和）を定期的に更新し、また、②ニュースレター（英）を定期的に発行して関係者に配布する。さらに③プロジェクトを紹介するリーフレット（英、和）を作成・配布する。

効果的な広報に関してプロポーザルで提案を行う。

(16) 契約の期分け

本業務については、以下の 3 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第 1 期契約期間：2015 年 2 月～2016 年 8 月
- ・ 第 2 期契約期間：2016 年 9 月～2018 年 10 月
- ・ 第 3 期契約期間：2018 年 11 月～2020 年 2 月

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的、効率的な実施方法をプロポーザルで提案すること。

【第1期契約期間：2015年2月～2016年8月】

(1) ワーク・プラン（第1期原案）の作成・協議

本プロジェクトにかかる SRCAMP の成果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文）に取りまとめる。

同プランを基に、ネパール側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有するとともに、ワーク・プラン（第1期）として取りまとめる。

(2) 合同調整委員会の設立と活用

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、本プロジェクトにおいては合同調整委員会（Joint Coordination Committee, JCC）を設立することとしている。JCC は R/D にて合意されたメンバーが参加して少なくとも年1回開催されるものとし、コンサルタントもメンバーとして含まれる。コンサルタントは同委員会の設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。

[成果1に係る活動]

(3) 第1、第2サイクルの対象集落、生産者グループの選定

SRCAMP のパイロットサイト選定方法も参考にしながら集落・農家の選定基準を作成し、実施機関の了解を得たうえで対象4郡の中から、サイクルごとに10集落（約25農家/集落）程度を C/P とともに選定する。各集落は1つのコミュニティとして機能している規模の大きさを、その中から対象農家を選定し、グループとしてまとめることを想定している。集落選定に際しては基本的に野菜栽培を行うための基本条件（土地、灌漑水）が整っていること、周辺農家への展示圃としてのアクセスの良さなどを重視する。

また農家選定に際しては、本プロジェクトでは受益者負担を求めること、場合によっては収益が減るリスクがあることなどを丁寧に説明したうえで、自らの意志でプロジェクトに参加する農家を選定することを想定している。さらに選定の際、特定の対象者（特にアウトカースト・民族的マイノリティ等の社会的弱者）が排除されないよう十分配慮すること。コンサルタントはこれら選定基準・プロセスについてプロポーザルにて提案を行うものとする。

プロジェクト全期間で5サイクル実施する予定であるが、本フェーズ期間中には2サイクル分の活動を開始する、つまり10集落×2回の選定を行うことを想定している。また対象とする農家に対しては、雨期作、乾期作それぞれ2シーズンずつ、プロジェクトより直接の支援を行うことを想定している。ただし具体的な選定期間、支援期間についてはプロポーザルにて提案を行うものとする。

(4) ベースライン調査

対象集落においてプロジェクト活動を行うに当たり、今フェーズで対象とする農家を中心に地域の現状について以下のア～オについて情報収集および分析を行う。なお、SRCAMP の調査結果を十分に検討し、情報収集は必要最低限の追加的なものとするため、大規模な調査は想定していない。指標に関するベースラインのデータについては、その結果を PDM に反映、JCC にて先方政府との協議を行い、合意を得ることとする。なおア～オを含め、ベースライン調査項目についてはプロポー

ザルにて提案を行うものとする。

- ア 地域を構成する民族・カーストなど社会的背景
- イ 農家の生活状況(農業収入、農外収入、農地所有面積、栽培作物、生産量、作物販売量・額、販売先・場所、道路へのアクセス等)
- ウ 農家と民間業者との関係(農業資材を購入する Agro-vets の場所、Agro-vets から受けているサービスの種類、農産物を販売する仲買人の種類・人数・訪問回数・販売方法・市場情報提供の有無等)
- エ 農家と JT/JTA との関係(訪問頻度、指導の内容、技術的な信頼度等)
- オ 農家の補助金・マイクロファイナンス等へのアクセス、市場情報の入手方法、農業・営農技術の入手方法

(5) 商業的農業を行うための技術的支援の実施

SRCAMP パイロット活動の成果を参照しながら、対象集落において導入する技術の内容、工程、期待される成果、必要となる資機材リストを含む適正技術開発計画を作成し、それに基づいて現地での活動を行う。

特に野菜栽培については、種子や肥料等、投入資材は適正品質なものを用い、それら投入材が良好なパフォーマンスを示すような管理を行うよう、技術指導を実施するものとする。その際、他の産地と品質面で差別化するため、統一規格による栽培技術および出荷時の選別・包装の導入を想定している。

畜産においては粗飼料の有効利用や飼料木の導入といった、SRCAMP パイロット活動で有効性が高いと判断された活動を中心に、野菜栽培と併せて現場で指導可能な範囲で支援を行うことを想定している。

なお、水源が確保できる対象集落については、SRCAMP パイロットプロジェクトで有効性が認められた多目的灌漑設備の建設を検討するものとする。ただし、多目的灌漑設備については建設可能地域に限られるため、実際の建設の可否は対象集落選定後に判断する。現時点では正確に見積もることが出来ないため、多目的灌漑設備の建設費用として、5年間で500,000円×2か所×5サイクルの5,000,000円を見積もることとする。多目的灌漑設備の建設については、現地再委託を可とするが、構造物が十分な強度・安全性を保つよう、その品質については十分配慮することとし、そのための方策をプロポーザルにて提示すること。

野菜栽培を開始するに当たり必要となる種子や肥料、農薬、水タンク、ビニールシート等の生産資材の農家への提供は、SRCAMP パイロットプロジェクトでは確実なモデル実証のための手厚い支援を行っていたが、本プロジェクトでは、より持続性を重視し、プロジェクト側からの生産資材提供はパイロットプロジェクト時より減らして実施することが望ましい。現時点では生産資材費用を正確に見積もることが出来ないため、5年間で30,000円×250農家×5サイクルの37,500,000円を見積もることとするが、実際の支援内容は現地ステークホルダーと協議を行い決定する。

プロジェクトで導入する技術は現地の農家が無理なく実践でき、継続できるようなレベルである必要があり、また支援のプロセスには農家の自助努力を引き出すよう工夫が必要である。技術支援の内容については、プロポーザルにて提案を行うものとする。

(6) 集荷場の建設支援

対象集落において必要性・妥当性が認められる場合、適切な建設地の確保方法・住民グループの費用負担について事前に十分協議した上で、集荷場を建設する。集荷場は対象集落の産地で生産される農産物を共同集荷・出荷するためのものであり、既存の施設が存在せず、その集荷場が建設されることで仲買人が効率的に買い付けを行えるようになる場合のみ、建設が妥当であると判断される。建設地の選定においては農家だけではなく、広くステークホルダーの意見を取り入れることが望ましく、仲買人、DADO（およびDLSO）はもとより、各村の開発事項を調整している村開発委員会（Village Development Committee, VDC）も含めて検討するものとする。これら多くの関係者の意見を集約するための手段として、集荷場建設のための準備委員会を設置するなど、有効な手段を講じること。

集荷場建設費用については、現地慣習に基づき建設作業への労働力提供も含む農家負担を求めることを想定しており、負担額・内容について参加農家の同意を得るものとする。このように、集荷場設置プロセスへの農家の巻き込みを十分にを行い、地元農家のオーナーシップ醸成に努める。また施設の維持管理費用については、共同出荷手数料から充当するなど、持続性のある仕組みが構築されるよう農家を促すものとする。

集荷場の建設補助費用は SRCAMP パイロット活動において支援した額（約500,000/集落）を想定しているが、現時点では建設箇所数が予想できないため500,000円×10か所×5サイクルの25,000,000円を見積もることとするが、上述の通り、実際の建設箇所数は対象集落選定後に判断するものとする。なお集荷場建設は現地再委託を可とするが、構造物が十分な強度・安全性を保つよう、その品質については十分配慮することとし、そのための方策をプロポーザルにて提示すること。

(7) 集荷場の運営支援

集荷場の運営については集荷場運営委員会を設置し、その委員会が商業的農業を実践するための中心的な役割を担えるよう、指導・助言を行う。運営委員会のメンバーは農家、仲買人を中心に構成され、定期的に会合を行うものとする。運営委員会の役割は集荷場の管理運営であり、集荷場を通じた農家と仲買人との円滑な取引の確保、取引の記録・会計、農家へのマーケット情報の提供、投入資材の効率的な提供、DADO（およびDLSO）やAgro-vetsなどからの技術情報の提供、公的機関のサービスの受け皿などの活動を実施するものとする。

また農家側の視点からは、共同集出荷により安定供給が可能となるため、バーゲニングパワーが向上するという効果も目指す。具体的な活動内容は、対象集落毎の集荷場運営委員会において協議を通じて規約をつくり、明確化する。

なお、既存の集荷場を活用する場合においても、当該集荷場が上述した機能を果たしていない状態であれば、同様の支援を行うものとする。

集荷場の運営方法について、農家および仲買人向けのマニュアルを作成する。

(8) 農家のための栽培暦の作成

農家が野菜栽培に取り組む際に参考となる栽培暦を作成する。まず仲買人等から入手したマーケット情報などに基づき、どの時期にどの作物を栽培すると利益が大きいかを絞り込み、その中から各集落に適した作目を選定する。なお作物選定の際は、プロジェクトから助言を得ながら、農家自身が選定するというプロセスを重視

すること。栽培暦には栽培時期に加え、各生育段階での具体的な作業手順を示すものとし、文字が読めない農家にも分かりやすいものとなるよう工夫を行う。

[成果2に係る活動]

(9) Agro-vets や仲買人など民間業者の位置付け

SRCAMP 活動中、農家や政府、NGO 関係者より、Agro-vets や仲買人は農家から不当に利益を得ているアクターであるかのような意見が頻繁に表明されたが、本事業においては、民間業者は商売上の重要なアクターであることに農家自身が気が付くよう促す。ただし民間業者の中に公正な取引を行わない者がいた場合は、プロジェクトから指導を行い、改善が見られない場合は活動に参加させないなどの対策を行うものとする。

(10) 農家と仲買人との関係強化

商業的農業を行う上で農家が直接生産物を販売する相手となる仲買人との、定期的な情報交換の場を集落レベルで設定する。これは日常的なコミュニケーションを高めることによって、作物の収穫と仲買人の集荷のタイミングや頻度を調整する、あるいは収穫期以外の時期でも継続してマーケット情報を得られる関係を保つことなどを可能とするためのものである。これによって農産物の効率的な出荷・集荷、またはマーケット情報に基づいて利益性の高い農産物の生産・販売が可能となれば、農家・仲買人の双方にとって有益となり持続性が保たれる。(7)にて運営支援を行う集荷場運営委員会の活動を利用することも考えられる。

なお仲買人に対しては農家との関係強化によるメリットを十分認識させるとともに、取り扱う野菜の量を増やすために、対象集落の近隣地域で野菜栽培を促進することを奨励し、取り組み事例があれば紹介するなど工夫を行うこととし、必要に応じて研修を実施することも考えられる。具体的な指導手法については、プロポーザルにて提案を行うこととする。

(11) 農家と Agro-vets との関係強化

ネパールの JT/JTA による普及サービスが十分には行き渡らない状態の中、Agro-vets が技術情報の提供者となることで、補完的な役割を果たすことが期待できる。対象地域の農家が農業資材購入先として利用している Agro-vets に対し、商業的農業を行う農家への指導力を向上させるための研修を実施するものとし、またそのための教材を作成する。研修内容は、特に Agro-vets が取り扱う農業資材（種子、肥料、農薬）の適切な使用方法に焦点を絞り、種子については各作物の栽培マニュアル、肥料については施肥マニュアル、農薬については病虫害防除マニュアルを作成する。また、適切な指導により農家の収入が向上すれば、農業資材の販売量も増加し、ひいては自身の利益も向上することを理解してもらうことで、Agro-vets 自身のモチベーションを高めるように努める。研修内容についてはプロポーザルにて提案を行うこととし、特に Agro-vets への意識づけについて具体的に示すこと。

また Agro-vets から農業資材を購入する際は、集荷場運営委員会が地域の需要量を取りまとめ、共同購入することで効率的な調達ができるようにする。このシステムは農家にとってメリットがあるだけでなく、Agro-vets にとっても計画的な在庫管理が可能になる、代金回収が容易になるなどのメリットがあることを説明し、双方が納得した上で導入するものとする。

(12) 農業商業化促進のためのマーケティング・プラットフォームを設ける

農業商業化促進にかかわるステークホルダーが情報交換を行うプラットフォームの設立、運営を支援する。このプラットフォームは郡レベルで設置し、農家、民間業者（仲買人、Agro-vets）、DADO、DLSO に加え、農家にマイクロファイナンスなどを通じて資金提供を行う NGO も含まれるものとするが、関係者の集まりやすさを考慮し、1つの郡に複数設置することもあり得る。このプラットフォームは、農家が必要とする生産物販売先、農業資材購入先、補助金制度、マイクロファイナンスなどのサービスを見つけられるようにすることが目的であり、同時にその他のアクターにとっても、取引先となる農家と出会えるというメリットを提供するものとして機能するよう、工夫を行うこととする。

[成果3に係る活動]

(13) 関係機関との調整の支援

プロジェクト実施に伴うネパール側関係機関の間での調整は、基本的に中央レベルでは MOAD 及び DOA、地方レベルでは DADO が行うべきものであるが、調整が十分でない場合は、コンサルタントが助言・支援を行うものとする。

(14) DADO の能力向上

JT/JTA は作物栽培について一定の教育を受けてきているものの、園芸栽培およびその販売についての知識は限られている。したがって、プロジェクトでは圃場巡回への同行などの OJT を通じて、JT/JTA の技術・能力を向上させるとともに、商業的農業を促進するための業務について、その手順を示したマニュアルを作成する。また DADO が郡レベルで定期的に行う、進捗レビュー委員会の開催を支援する。進捗レビュー委員会では、DADO 職員が各プロジェクトの進捗状況や教訓を発表する場を設け、プロジェクトへ関与するオーナーシップを醸成するとともに、各プロジェクトの質の向上に繋がるよう心掛けることとする。

これらの業務については、適宜 DADO を通じて DLSO の協力を取り付けて実施するものとする。

(15) MOAD の能力向上

MOAD が開催する年間進捗レビュー委員会の準備・実施への支援を行う。この委員会は JCC とは位置付けが異なり、プロジェクト実施の現況、教訓、中央政府への要望など現場レベルでの知識・意見が MOAD へ伝わる場として機能するように工夫を行い、MOAD が農業商業化を進めるための実践的な業務実施能力が向上するよう努めるものとする。また、DOA 関係者を中心に開催する予定の Project Management Committee についても、開催を支援する。

(16) 新規参入農家への支援体制強化

商業的農業に新規参入する農家に対し、政府や NGO を含めた民間による既存の補助金制度およびその実際の活用状況を把握し、それらを農家に紹介・仲介することで適切な支援を行えるよう、DADO 等の C/P 機関の体制を強化する。支援内容としては、プロジェクトで直接支援する集落の周辺集落に対する補助金スキームの優先的提供や、DADO が農家に提示できるファイナンスサービス一覧の作成などが

考えられるが、持続的な体制として維持できるよう工夫を行うものとする。これはプロジェクトの波及・持続性の観点から極めて重要であるため、支援内容についてはプロポーザルにて提案を行うものとする。

[全体に係る活動]

(17) 本邦研修の実施

本プロジェクトの効果的な実施のために、本邦研修を実施する。参加者は、プロジェクトのキーパーソンとなる DADO 職員(JT/JTA 含む)、および生産者グループにおいて中心的な役割を担うことが期待される農家、あわせて 10 名程度(男女の参加者を確保する)とし、2 週間程度の研修を今期中に 1 回想定している。コンサルタントは、本プロジェクトの目標を踏まえ、具体的な研修目標、内容、方法、工程、実施機関等をプロポーザルで提案を行う。

コンサルタントは、本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」(2014 年 4 月版)に沿って、以下の業務を行う。

- ① 研修日程およびカリキュラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 案件調査票の作成及び要請書(アプリケーションフォーム)の取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

(18) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第 1 期契約期間の終了時に活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。

【第 2 期契約期間：2016 年 9 月～2018 年 10 月】

(1) ワーク・プラン(第 2 期原案)の作成・協議

業務計画書(第 2 期)に基づき、第 2 期のプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(第 2 期原案)(英文)に取りまとめる。

同プランを基に、ネパール側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有するとともに、ワーク・プラン(第 2 期)として取りまとめる。

[成果 1 に係る活動]

(2) 商業的農業の生産体制の確立

本期間中に第 3、第 4 サイクルの活動を開始することを想定しており、第 1 期の(3)から(8)と同様の活動を行う。特に対象集落・農家選定について、本期では 10 集落×2 回の選定を想定しており、選定後対象集落・農家のベースライン調査を行う。なお業務実施に当たっては、前期の結果を踏まえた改善を心掛ける。特に(7)で作成したマニュアルについては、現場での検証を通じて改善する。また前期に作成した栽培暦について、必要に応じて、今期で対象とする地域に適したバージョンを追加で作成する。

(3) 過去契約期間の活動の継続

過去契約期間で選定した集落・生産者グループについて、第1期(3)で提案された支援期間が続いている場合は引き続き活動を行う。直接支援期間が終了した集落・生産者グループについては、プロジェクトで指導した技術の導入、集荷場の運営が円滑に行われているかをモニタリングし、課題がある場合は必要に応じて助言・指導を行う。

[成果2に係る活動]

(4) 民間業者(仲買人、Agro-vets)の農家へのサービスが向上する

(2)で選定した集落・生産者グループのステークホルダーに対して第1期の(9)から(12)と同様の活動を行う。なお業務実施に当たっては、前期の結果を踏まえた改善を心掛ける。特に(11)で作成したマニュアルについては、研修での検証を通じて改善する。

(5) 過去契約期間の活動の継続

過去契約期間で選定した集落・生産者グループについて、支援期間が続いている場合は引き続き活動を行う。直接支援期間が終了した集落・生産者グループについては、Agro-vetsからの共同購入、技術情報提供の状況、農家と仲買人とのコミュニケーションの頻度、マーケティング・プラットフォームの開催状況についてモニタリングを行い、課題がある場合は必要に応じて助言・指導を行う。

[成果3に係る活動]

(6) C/P機関の能力向上

前期に引き続き第1期の(13)から(16)と同様の活動を行う。なお業務実施に当たっては、前期の結果を踏まえた改善を心掛ける。特に(14)で作成したマニュアルについては、現場での検証を通じて改善するとともに、前フェーズで能力強化されたDADO職員が、自ら現場での活動を実施するよう促すものとする。

[全体に係る活動]

(7) 本邦研修の実施

コンサルタントは、前期に引き続き、本邦研修を実施する。第1期の結果を踏まえて、必要に応じて実施方法を改善する。なお、第2期中には2週間×10名程度×2回程度の研修実施を想定している。

(8) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第2期契約期間中の指定時期に活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。

【第3期契約期間：2018年10月～2020年2月】

(1) ワーク・プラン(第3期原案)の作成・協議

業務計画書(第3期)に基づき、第3期のプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(第3期原案)(英文)に取りまとめる。

同プランを基に、ネパール側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有するとともに、ワーク・プラン（第3期）として取りまとめる。

[成果1に係る活動]

(2) 商業的農業の生産体制の確立

本期間中に第5サイクルの活動を開始することを想定しており、第2期の(2)、(3)と同様の活動を行う。特に対象集落・農家選定について、本期では10集落×1回の選定を想定しており、選定後対象集落・農家のベースライン調査を行う。なお業務実施に当たっては、マニュアルの改訂を含め、前期の結果を踏まえた改善を心掛ける。また、これまでに作成した栽培暦については、必要に応じて、今期で対象とする地域に適したバージョンを追加で作成する。

[成果2に係る活動]

(3) 民間業者（仲買人、Agro-vets）の農家へのサービスが向上する

(2)で選定した集落・生産者グループのステークホルダーに対して第2期(4)、(5)と同様の活動を行う。なお業務実施に当たっては、マニュアルの改訂を含め、前期の結果を踏まえた改善を心掛ける。

[成果3に係る活動]

(4) C/P 機関の能力向上

前期に引き続き第2期(6)と同様の活動を行う。なお業務実施に当たっては、マニュアルの改訂を含め、前期の結果を踏まえた改善を心掛けるとともに、プロジェクト後も事業が継続されるよう、C/Pへの活動の委譲を進める。

[全体に係る活動]

(5) プロジェクト終了後の持続性の確保

プロジェクトの持続性は全期間を通じた活動の成果によって達成されるべきものであるが、プロジェクト後半に当たる本期間では特に意識的に取り組む。生産者グループ、民間業者に対してはプロジェクトを通じて強化された関係を維持・拡大することへの動機づけ、政府機関に対しては農家支援制度を運用するために必要な人材・予算の確保を促すとともに、対象4郡以外の他のDADOへも、プロジェクト成果について紹介・研修を行い更なる拡大へ繋げる。

(6) 本邦研修の実施

コンサルタントは、前期に引き続き、本邦研修を実施する。過去契約期間の結果を踏まえて、必要に応じて実施方法を改善する。なお、第3期中には2週間×10名程度の研修1回の実施を想定している。

(7) エンドライン調査

ベースラインで調査した項目について、エンドライン調査を実施し、その内容を分析する。エンドライン調査については、現地再委託を可とする。調査実施時期・手法についてはJICA農村開発部及びJICAネパール事務所と協議することとする。

(8) プロジェクト事業完了報告書の作成

第3期契約期間の終了時に活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、コンサルタントは案件開始時に、R/D に添付された PDM、PO を基にモニタリングシート Ver.1 を作成し、以降6カ月毎に、C/P 機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1、2期はプロジェクト事業進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:4部
	ワーク・プラン(第1期)	案件着手時(1カ月以内)	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.1	案件着手時(1カ月以内)	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.2	前Ver.提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.3	前Ver.提出の6カ月後	英文:10部
	プロジェクト事業進捗報告書 (第1期) Monitoring Sheet Ver.4	契約年次終了時 直近のMonitoring Sheet I およびIIの更新	英文:10部 和文要約も作成 CD-R:3枚
第2期	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:4部
	ワーク・プラン(第2期)	業務開始から約1カ月以内	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.5	前Ver.提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.6	前Ver.提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.7	前Ver.提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.8	前Ver.提出の6カ月後	英文:10部
	プロジェクト事業進捗報告書 (第2期) Monitoring Sheet Ver.9	契約年次終了時 直近のMonitoring Sheet I およびIIの更新	英文:10部 和文要約も作成 CD-R:3枚
第3期	業務計画書(第3期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:4部
	ワーク・プラン(第3期)	業務開始から約1カ月以内	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.10	前Ver.提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.11	前Ver.提出の6カ月後	英文:10部
	プロジェクト事業完了報告書 (第3期) Monitoring Sheet Ver.12	案件終了1カ月前 直近のMonitoring Sheet I およびIIの更新	英文:10部 和文要約も作成 CD-R:4枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡

易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合は JICA 側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとし、モニタリングシートおよびプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) モニタリングシート記載項目（案）

- a) 活動の進捗（投入、成果等）
- b) 活動計画・内容の変更（計画に対する進捗程度、変更点等）

添付資料

モニタリングシート I 及び II（最新版）

ウ) プロジェクト事業進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（JCC や Monitoring Sheet の概要、評価五項目等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画(Work Breakdown Structure, WBS 等を活用)
- ④専門家派遣実績（要員計画）(最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦各種委員会議事録等
- ⑧モニタリングシート
- ⑨その他活動実績

注) e) 及び⑥の引渡リストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、

それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ エンドライン調査報告書
- ウ 各種研修教材、マニュアル

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS(Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の5つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1期：2015年2月～2016年8月
- (2) 第2期：2016年9月～2018年10月
- (3) 第3期：2018年11月～2020年2月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約 40 M/M
全体 約 125 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括／農民組織管理（2号）
- イ 園芸技術／普及（3号）
- ウ 畜産技術／普及
- エ マーケティング・流通（バリューチェーン）（3号）
- オ 業務調整／研修企画
- カ 設計／施工監理

なお設計／施工管理は、集荷場などプロジェクトで建設する施設全般の品質を担保する役割を担うが、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体的な案とともにプロポーザルに提示することとする。

3. 対象国の便宜供与

JICAが2014年12月2日に農業開発省と締結したR/Dに基づく。

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料／参考資料

(1) 配布資料

- ・ネパール国シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト事前調査報告書
- ・SHEPアプローチ関連資料

(2) 参考資料

- ・ネパール国シンズリ道路沿線高価値農業普及促進マスタープラン作成プロジェクト（SRCAMP）業務完了報告書（和文）および Final Report Volume I, II（英文）
【和文】 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015242.html>

【英文】

Volume I : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015243.html>

Volume II : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015244.html>

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。その費用は本見積もりに含めること。なお、本業務に関して JICA から車両 2 台が貸与される。

6. 現地再委託

本業務ではエンドライン調査や集荷場建設など各対象集落での現地活動に関し、必要に応じてコンサルタントが現地再委託を行うことを認める。コンサルタントにおいて、一部業務を経験・知見を有する現地のコンサルタント等に再委託することが必要と判断した場合には、プロポーザルにてその理由を付して、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争への参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. 安全管理

現地活動期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、適宜 JICA ネパール事務所において情報収集を行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方部にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と適宜連絡をとるよう留意する。

8. その他留意事項

複数年度契約

本業務においては、第 1 期～第 3 期の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上